



ニッセイ・ウェルス生命の個人年金保険

みらいの笑顔

外貨建個人年金保険
予定利率金利連動型外貨建個人年金保険

お申し込みに際しましては、必ず「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。くわしくは、外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

- 「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。
- 当冊子に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内の取扱となり、将来変更される可能性があります。

保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社は、お客様の個人情報を、下記の目的のために、業務の遂行上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。
①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
④その他保険に関連・付随する業務

この冊子の表記について

「商品パンフレット」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。

生命保険募集人について

生命保険募集人は、お客様とニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客様からの保険契約のお申し込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせについて

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター
商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

0120-770-837

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

※お客様からのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1

www.nw-life.co.jp

NW-02-22032-80 (23.01)



この冊子は、「商品パンフレット」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」等、お申し込みに際してご確認いただきたい内容を一冊にまとめております。

- この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
- 市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じことがあります。

詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご確認ください。

●この冊子とあわせて、「試算設計書」を必ずご覧ください。

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命について



ニッセイ・ウェルス生命は、日本生命グループの一員です。

日本生命グループにおける金融機関窓販領域に特化した生命保険会社として、シニア富裕層マーケットを中心にお客さまの多様なニーズにお応えする商品・サービスを提供しております。

高品質の金融サービスを提供

当社では、主にシニアマーケットにフォーカスした商品開発に取り組み、金融機関等募集代理店を通じて保険商品を提供するとともに、お客さまが年金や保険金等をお受け取りになるまで、丁寧なアフターフォローを行っています。これからもお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスの提供に努め、お客さまから選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

沿革

1907年	「横浜生命保険株式会社」として営業開始
1935年	社名を「板谷生命保険株式会社」と改称
1947年	新会社「平和生命保険株式会社」発足
2000年	社名を「エトナハイワ生命保険株式会社」と改称
2001年	社名を「マスミューチュアル生命保険株式会社」と改称
2018年	日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足
2019年	社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称
2021年	日本生命保険相互会社の完全子会社化

■ご検討にあたってご確認いただきたい事項

様々なリスクに備えるための保険には大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度について
はこちら



CONTENTS

■商品パンフレット	1
■契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）	13
■お客さまへの送付書類のご案内	41
■「FATCA（ファットカ）（外国口座税務コンプライアンス法）」に関するお客さまへのお願い	42
■「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に関する お客さまへのお願い	44
■クレジットカード払のご案内	46
■WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内	



みらいのそなえを 「外貨で準備」しませんか？

“みらいの笑顔”は、毎回一定額の「円」でお払込みいただいた保険料を、米ドルまたは豪ドルで積立てる定額年金です。

■ ゆとりあるセカンドライフを送るためにいくら必要？

老後の20年間^{*1}、夫婦2人でゆとりあるセカンドライフを送るためにあと約3,400万円必要といわれています。

→月々 14.1万円 × 12ヶ月 × 20年 = 3,384万円



不足額 ▲14.1万円

セカンドライフを迎えた無職世帯の平均収入^{*3}

月額 23.8万円



【出所】下記のデータをもとにニッセイ・ウェルス生命が作成

*1 65歳男性の平均余命 19.85年（厚生労働省「令和3年簡易生命表」より）

*2 (公財)生命保険文化センター「2022年度 生活保障に関する調査『速報版』」ゆとりある老後生活費

*3 総務省統計局「家計調査(2021年)」高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯)の家計収支

■ 未来への備えは早めに準備することが重要です。

65歳までに 3,400万円 積立てるために必要な金額は

30歳から積立開始（35年間）………月々約 8.1万円

40歳から積立開始（25年間）………月々約 11.4万円

※上記の金額は、円で単純に積み立てた場合の金額であり、利息は考慮していません。

“みらいの笑顔”は

利率固定プラン と 利率連動プラン の
2つのプランから選択できます。

利率固定プラン 外貨建個人年金保険		利率連動プラン 予定利率金利連動型外貨建個人年金保険
指定通貨	米ドル・豪ドル	米ドル・豪ドル
予定利率	ご契約の時にかかわらず、 あらかじめ設定された利率が 保険期間を通じて適用されます。	ご契約時の 市場金利情勢に応じて設定された利率が 保険期間を通じて適用されます。
市場価格調整	適用されません。	解約時や年金一括受取時に 適用されます。 ※契約日より40年間
年金原資の一時受取*	取扱います。	取扱いません。

* 年金受取開始時までに所定のお手続きをおとりいただくことで、年金原資と同額を一時金としてお受け取りいただけます。

※「利率固定プラン」「利率連動プラン」とも、契約時の予定利率が保険期間を通じて適用されます。

利率固定プラン 3 ページへ

利率連動プラン 5 ページへ



将来の資産作りのため、
円だけではなく
外貨で資産を準備することも
検討してみませんか。

利率固定プラン

外貨建個人年金保險

指定通貨

The image shows the flags of the United States and Australia side-by-side. The American flag on the left has its characteristic stars and stripes. The Australian flag on the right features the Union Jack in the canton and a Commonwealth star in the center.

契約年齡

0 歳 ~ 70 歳

年金受取開始年齢

10 歳～85 歳

最低保險料

払：20,000円
払：240,000円

保険料払込経路

口座振替扱
クレジットカード扱



1 予定利率は一定

- 予定利率はあらかじめ設定されています。
 - もし市場金利が低下しても、予定利率は保険期間を通じて一定です。

2 保険料は 円で一定

- 保険料を「円」で毎回一
ことで、「ドルコスト平均法」
定額お払込みいただく
の効果が期待できます。
 - クレジットカードでもお払
込みできます。

3 受取方法は選択可能

- 受取方法は、一時金受取*と年金受取が選択可能。
 - 円でも外貨でも受取ることができます。

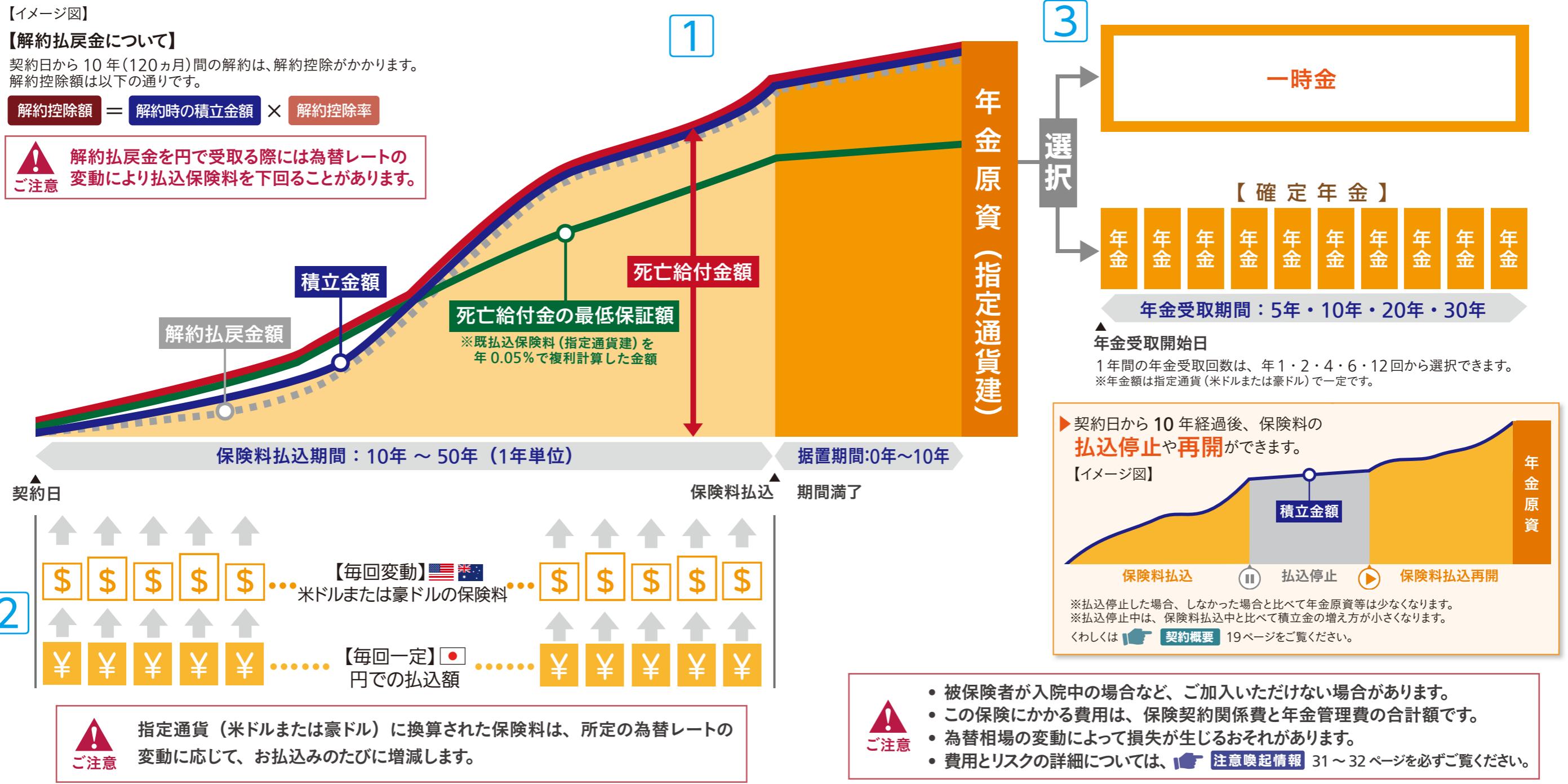
【イメージ図】

【解約払戻金について】

契約日から 10 年(120 カ月)間の解約は、解約控除がかかります。
解約控除額は以下の通りです。

解約控除額 = **解約時の積立金額** × **解約控除率**

 **ご注意** 解約払戻金を円で受取る際には為替レートの変動により払込保険料を下回ることがあります。



利率連動プラン

予定利率金利連動型外貨建個人年金保険

指定通貨
米ドル 豪ドル

契約年齢
0歳～70歳

年金受取開始年齢
10歳～85歳

最低保険料
月払：20,000円
年払：240,000円

保険料払込経路
口座振替扱
クレジットカード扱



1 予定利率は一定

- 予定利率は、毎月1日にその時の市場金利情勢に応じて設定されます。
- もし市場金利が低下しても、契約時の予定利率は保険期間を通じて一定です。

2 保険料は 円で一定

- 保険料を「円」で毎回一ことで、「ドルコスト平均法」
- クレジットカードでもお払

定額お払込みいただくの効果が期待できます。
込みできます。

3 高い予定利率

- 解約払戻金のお支払い等の際に市場価格調整を適用する代わりに、「利率固定プラン」に比べて高い予定利率を設定します。

※ 市場金利情勢によっては、市場価格調整を適用しない商品よりも低くなる場合があります。

【イメージ図】

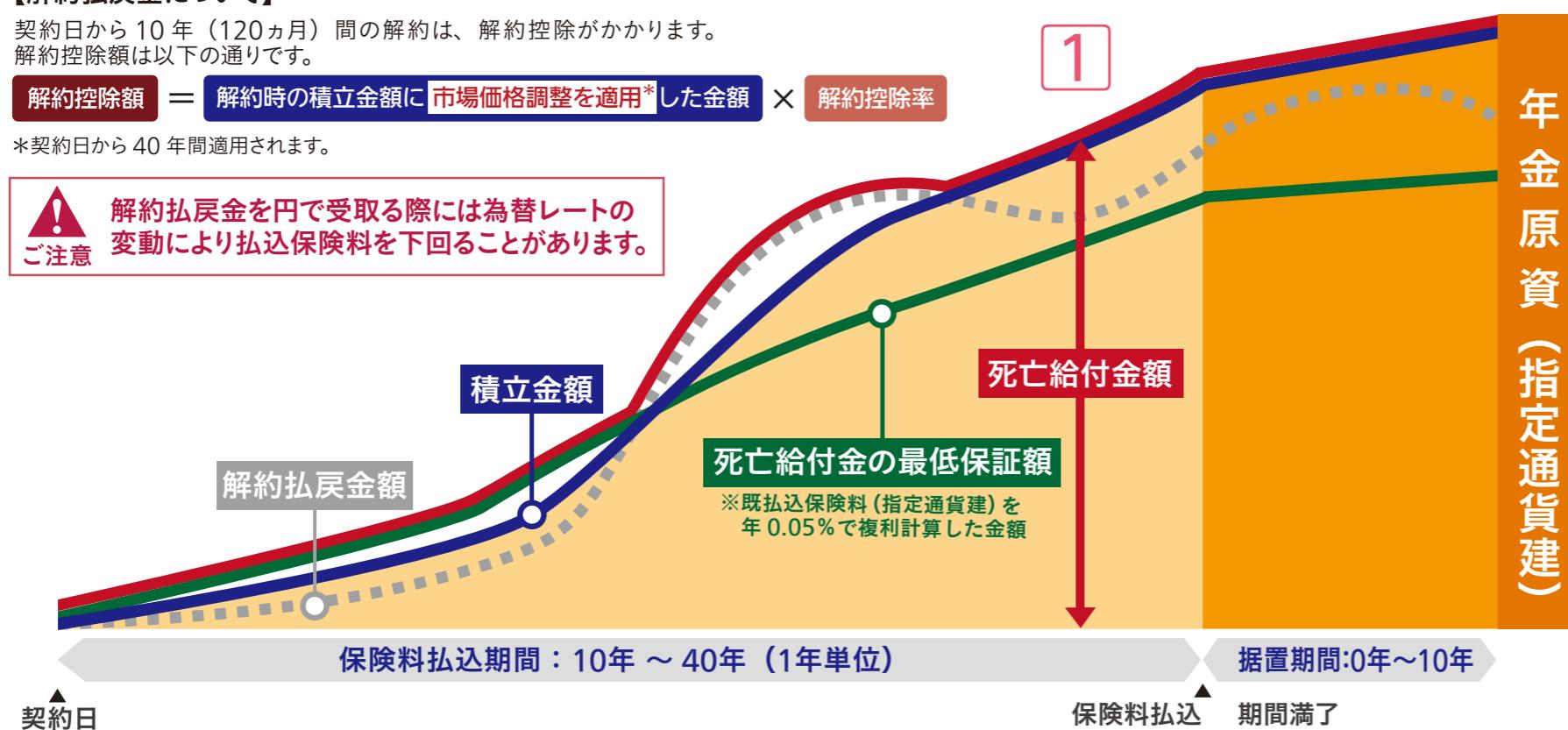
【解約払戻金について】

契約日から10年（120ヶ月）間の解約は、解約控除がかかります。
解約控除額は以下の通りです。

$$\text{解約控除額} = \text{解約時の積立金額} \times \text{市場価格調整を適用*した金額} \times \text{解約控除率}$$

*契約日から40年間適用されます。

ご注意 解約払戻金を円で受取る際には為替レートの変動により払込保険料を下回ることがあります。



市場価格調整とは？

解約払戻金の受取、年金の一括受取等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。くわしくは [契約概要](#) 29ページをご覧ください。

【イメージ図】



3

【確定年金】



年金受取期間: 5年・10年・20年・30年

年金受取開始日

1年間の年金受取回数は、年1・2・4・6・12回から選択できます。
※年金額は指定通貨（米ドルまたは豪ドル）で一定です。

- このプランでは、保険料の払込停止や再開のお取扱いはありません。
- 被保険者が入院中の場合など、ご加入いただけない場合があります。
- この保険にかかる費用は、保険契約関係費と年金管理費の合計額です。
- 市場金利や為替相場の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- 費用とリスクの詳細については、[注意喚起情報](#) 31～32ページを必ずご覧ください。

ご注意

指定通貨（米ドルまたは豪ドル）に換算された保険料は、所定の為替レートの変動に応じて、お払込みのたびに増減します。

■商品について

保険料について

いくらから、はじめられますか?
月払 **2万円**からはじめられます。

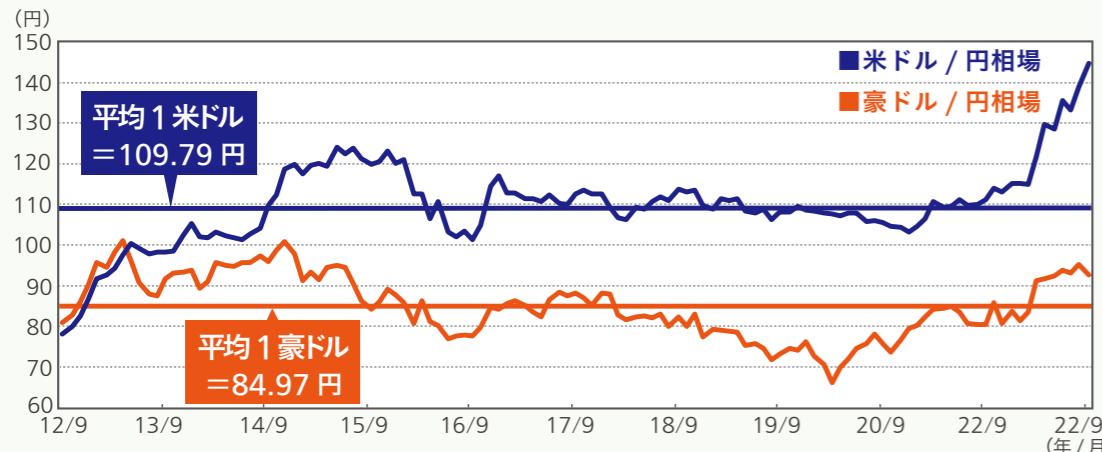
保険料は毎回変動しますか?

毎回**円で一定額**をお払込みいただき、指定通貨（米ドルまたは豪ドル）建の保険料に換算して充当します。

■ドルコスト平均法の活用について

この商品は為替リスクがありますが、一定期間継続して、かつ一定額の円払込みで外貨建の保険料を積立てることにより、為替変動の影響の軽減が期待できます。

【ご参考】過去10年間の為替レートの推移と平均値



【出所】Bloombergのデータをもとにニッセイ・ウェルス生命が作成

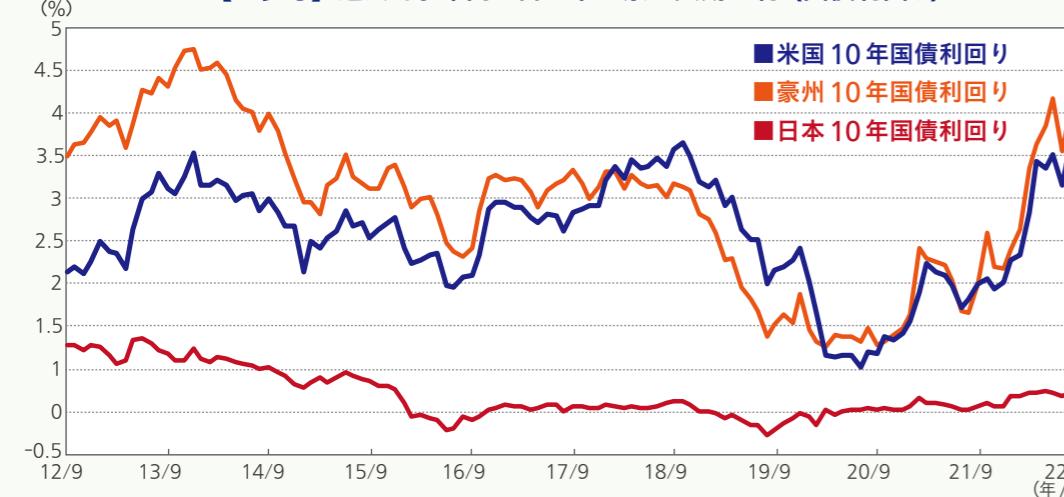
外貨で運用

指定できる通貨は何がありますか?

米ドルか豪ドルから選択できます。アメリカやオーストラリアの高い金利を活かした運用成果が期待できます。

※市場金利情勢によっては、日本の金利より低くなる場合があります。

【ご参考】過去10年間の日・米・豪の長期金利（国債利回り）



【出所】Bloombergのデータをもとにニッセイ・ウェルス生命が作成

→年払の場合は24万円からはじめられます。

→指定通貨への換算レートは「TTM(対顧客電信仲値)+50銭」を用います。

※TTM(対顧客電信仲値)は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

加入プランについて

何歳から加入できますか?

0歳から70歳まで加入できます。

どのくらいの期間、保険料を払込む必要がありますか?

- **利率固定プラン**: 最短 **10年** ~ 最長 **50年**
- **利率連動プラン**: 最短 **10年** ~ 最長 **40年**

払込満了年齢を指定することもできます。

→ご契約時の被保険者の満年齢となります。

→払込期間は1年単位でご選択いただけます。

→保険料払込期間、保険料払込満了年齢は所定の範囲でご選択いただけます。

いつから年金を受取りはじめられますか?

10歳から85歳の間で、年金受取開始年齢を選べます。

保険料払込期間満了後、すぐに年金をお受取りいただけます。

【イメージ図】



→保険料払込期間満了から年金受取開始まで、積立金を最大10年(1年単位)据え置くことも可能です。

年金の受取期間は選べますか?

受取期間を**5年・10年・20年・30年**から選べます。

年金はどの通貨で受取れますか?

米ドル・豪ドル(指定通貨)でも**円**でも受取れます。

① 指定通貨で年金をお受取り【イメージ図】



② 円に換算して年金をお受取り【イメージ図】



→受取期間はご契約時にご選択いただいた後、変更することはできません。

→円で年金を受取った後は、指定通貨での年金受取はできません。

年金の円貨への換算レートは「TTM(対顧客電信仲値)」を用います。

年金受取時の為替レート(TTM)により、毎回の年金額は変動します。

■新為替ターゲット特約について

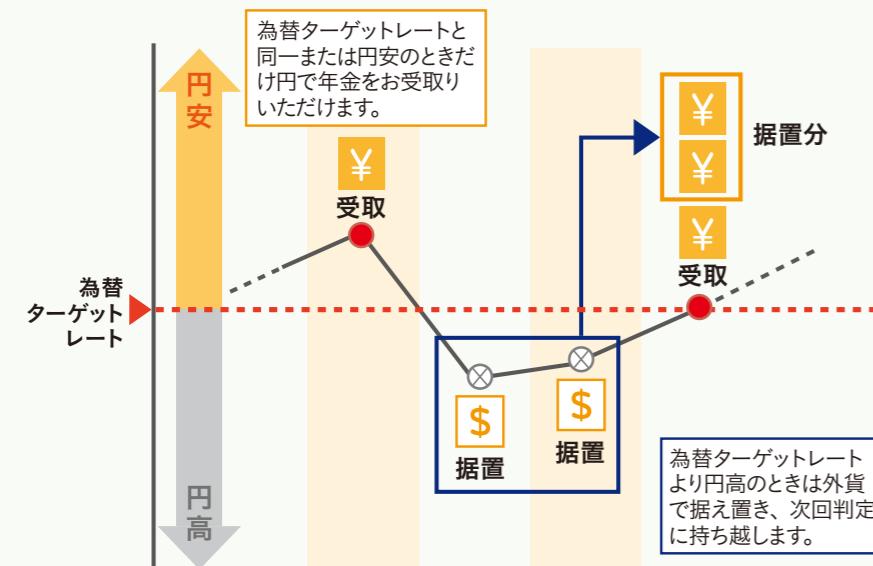
年金受取時、円高になった時に備える。

円高であれば年金を受取らず、指定通貨のまま据え置けるしくみがあります。

どのようなしくみなのですか？

指定したレート（**為替ターゲットレート**）で円で受取るか、指定通貨で据え置くかを自動判定するしくみです。

【イメージ図】



※据え置かれた年金と利息は、指定通貨または円で引き出すことができます。

どのように為替ターゲットレートは決められるのですか？

円で受取っても損をしない**損益分岐レート**が自動設定されます。

$$\text{計算方法} \quad \text{保険料円払込総額 } ¥ \div \text{ 年金受取総額(指定通貨建) } \$ = \text{ 損益分岐レート}$$

$$\text{例(米ドル建)} \quad 1,000 \text{ 万円} \div 100,000 \text{ 米ドル} = 100 \text{ 円}$$

為替ターゲットレートは変更できますか？

お電話でも変更が可能です。

年金受取開始時以後、為替ターゲットレートは50円から200円まで、1円単位で変更できます。

※為替ターゲットレートは毎年の年金支払日を基準とし、年単位で適用されます
(適用されるレートの変更は年1回となります)。



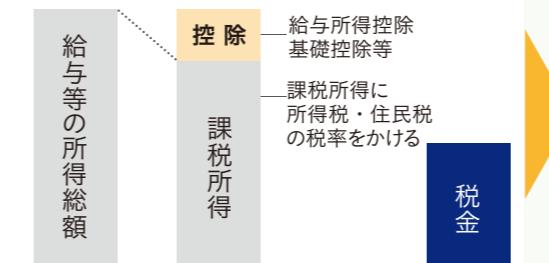
■個人年金保険料控除について

個人年金保険料控除で、税金の負担を軽減します。

「個人年金保険料控除」とは、払込んだ保険料に応じて、一定の金額がその年の所得から差し引かれ、所得税や住民税の負担が軽減される制度です。

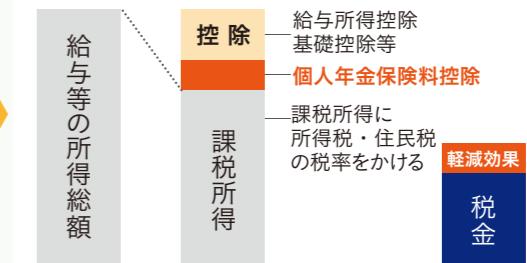
個人年金保険料控除を利用しない場合

【イメージ図】



個人年金保険料控除を利用した場合

【イメージ図】



個人年金保険の保険料を年間80,000円以上払込んだ場合、控除額は所得税40,000円、住民税28,000円となります。

年収と家族構成等に応じて税額が軽減されます。

所得税40,000円、住民税28,000円の控除を受けた場合の合計軽減額例(給与所得者の場合の目安)

家族構成			
年収	単身世帯	夫婦のみ	夫婦と子ども2人(高校生と大学生)
600万円	6,900円	6,900円	4,800円
800万円	11,000円	11,000円	6,900円
1,000万円	11,000円	11,000円	11,000円

※社会保険料控除を年収の15%として計算。復興特別所得税を含めて計算。

※夫婦はいずれか1人が年収を得ているケース。

※16歳未満の子どもは扶養控除に該当しないため、その子どもを除いた家族構成で上表をみてください。

【出所】公益財団法人 生命保険文化センター「知っておきたい生命保険と税金の知識」(2022年4月改訂版)を参考にニッセイ・ウェルス生命が作成

個人年金保険料控除が適用されるためには、以下の条件を全て満たす必要があります。

- 年金受取人は契約者(保険料負担者)またはその配偶者のいずれかであること。
 - 年金受取人は被保険者と同一人であること。
 - 保険料払込期間が10年以上であること。
 - 確定年金の場合、年金受取開始が60歳以降で、かつ年金受取期間が10年以上であること。
- ※個人年金保険料税制適格特約を付加しない場合、払込んだ保険料は一般的な生命保険料控除の対象となります。



税務のお取扱いは2023年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。
なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

■高額割引について

この保険は、お払込みいただく保険料(円払込額)が次の基準額を満たす場合、保険契約関係費に高額割引が段階的に適用され、適用のないご契約より積立金額が増加します。

基準額：年払(月払)

800,000円(67,000円)以上

500,000円(42,000円)以上

※高額割引の適用可否の判断はご契約毎に行い、他のご契約との通算は行いません。

※円払込額の減額により基準額を満たさなくなった場合、高額割引の適用は受けられません。



「保険契約者代理特約」「指定代理請求特約」について

特約を付加するにあたり、費用はかかりません。

特約名称	特約概要	契約に関する手続きの代理	保険金等の請求の代理	契約内容照会
保険契約者代理特約	契約者が、契約に関するお手続きの意思表示が困難であると判断される場合などには、 契約者にかわり、保険契約者代理人が 所定の手続きを行うことができます。 ※年金開始後は「契約者」を「年金受取人」と読み替えます。	○	○ 契約者と受取人が同一の場合	
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる年金について、被保険者が年金の請求を行う意思表示が困難であると判断される場合などには、 被保険者にかわり、指定代理請求人が 年金の代理請求を行うことができます。		○	

※意思能力の確認には、診断書等が必要となります。

保険契約者代理特約

たとえばこんなときに役立ちます！



保険契約者代理特約を活用すると…

あらかじめ指定された保険契約者代理人が手続可能です。

保険契約者代理人の口座で受け取ることも可能です*。

*財産の帰属先はあくまでも契約者本人であることから、契約者に所得税・住民税が課税されます。なお、保険契約者代理人の口座で受け取れる金額には制限があります。

保険契約者代理特約には
「ご家族登録制度利用規程」
はコチラ



保険契約者代理人ができるお手続き例

○ 対象となるお手続き	✖ 対象外となるお手続き
□ 保険証券再発行	□ 契約者・保険契約者代理人・死亡給付金受取人の変更
□ 住所変更	□ 年金受取人・継続年金受取人・指定代理請求人の指定・変更
□ 減額・解約	□ 指定代理請求人が代理することができる手続き
□ 死亡給付金の請求 (死亡給付金受取人が契約者と同一の場合)	等

※お手続きの内容によっては保険金等の受取人の同意等が必要となる場合があります（例：解約等の出金を伴うお手続き）。



- 代理手続きを行うにはニッセイ・ウェルス生命の承諾を得る必要があります。その他各種お取扱いには制限があります。
- 特約についてくわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。
- 税務のお取扱いは2023年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

指定代理請求特約

たとえばこんなときに役立ちます！



指定代理請求特約を活用すると…

被保険者が入院中で意識がないため年金を請求できない…



あらかじめ指定された指定代理請求人が請求可能です。

ただし、年金は指定代理請求人の口座では受け取りできません。

契約形態により年金を代理請求できる人が異なります。

契約者	被保険者	年金受取人	代理請求できる人	受取口座
A	A	A	指定代理請求人	年金受取人の口座のみ
A		B	指定代理請求人	
A	B	A	保険契約者代理人	

保険契約者代理人と指定代理請求人は、以下の範囲内から**1名指定**いただきます。

※死亡給付金受取人や継続年金受取人と同一人とすることをおすすめします。

①契約者の戸籍上の配偶者 ②契約者の直系血族 ③契約者の兄弟姉妹
④契約者と同居または生計を一にしている3親等内の親族

上記のほか、契約者と次の関係にある人で、ニッセイ・ウェルス生命が認めた人

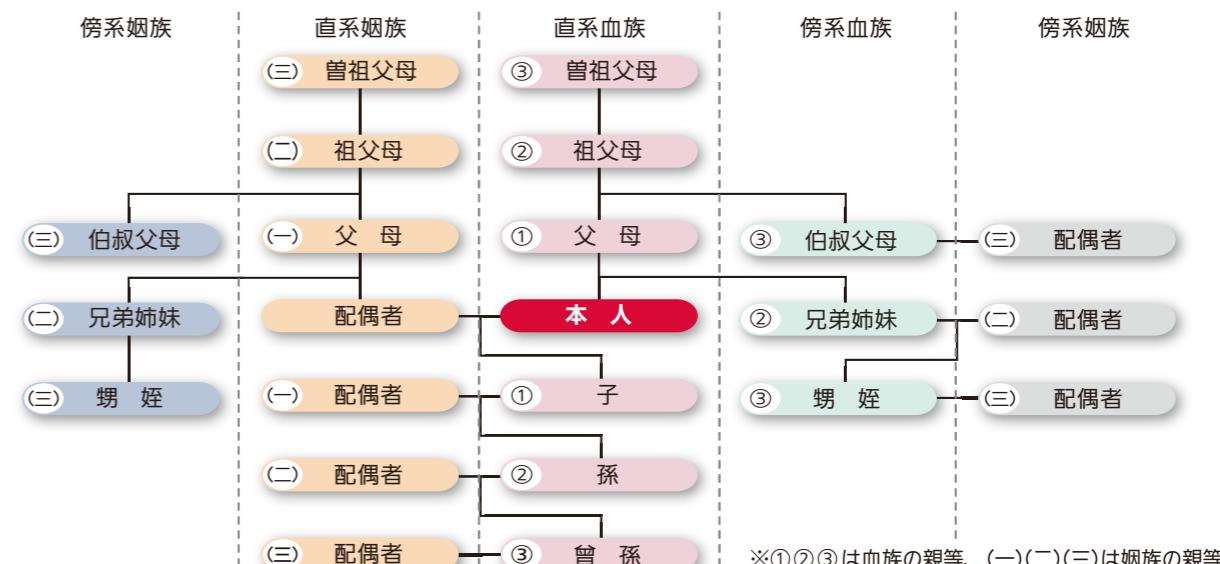
⑤契約者と同居または生計を一にしている人 ⑥契約者の財産管理を行っている人
⑦死亡給付金受取人・継続年金受取人 ⑧その他⑤⑥⑦と同等の関係にある人

※指定代理請求人については、上記の「契約者」を「被保険者」に読み替えます。

※契約者と年金受取人が異なる契約で年金開始している場合は、「契約者」を「年金受取人」に読み替えます。

※代理手続きを行う時点において、上記の範囲内である必要があります。

【親等図】3親等内の親族については、以下親等図の範囲内となります。



※①②③は血族の親等、(一)(二)(三)は姻族の親等

契約概要

利率固定プラン

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険は、あらかじめ定められた利率を適用する
保険料定額払の年金保険です。

正式名称	外貨建個人年金保険
------	-----------

1 引受保険会社について

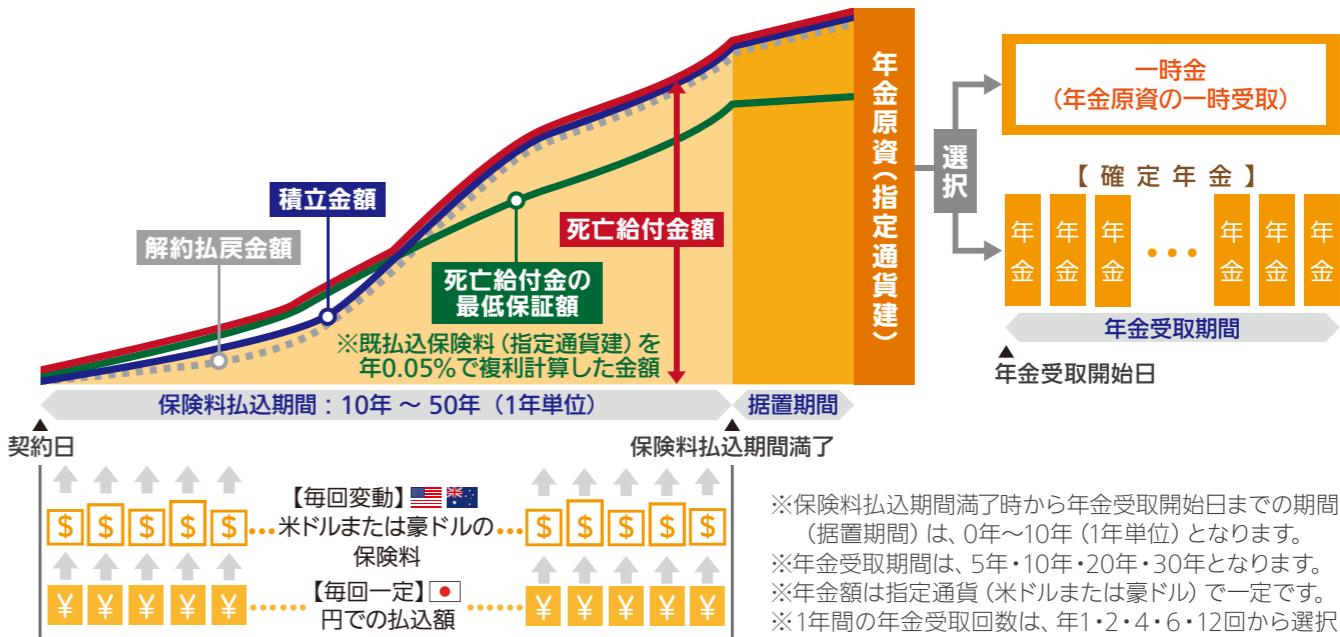
- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：0120-770-837（カスタマーサービスセンター）
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについて

- この保険は、保険料払込期間において、毎月または毎年、保険料をお払込みいただき、被保険者が所定の年齢に達したときから、一定額の年金をお受け取りいただける外貨建の年金保険です。
- ご契約に適用される通貨（指定通貨）は、米ドルまたは豪ドルよりご指定いただきます。
- 円換算払込特約（円払込額を定める場合の特則適用）が付加されているため、毎回の保険料は、一定額の円にてお払込みいただきます。
- 払込まれた保険料は、所定の為替レートで指定通貨に換算し積立てられます。積立てられる指定通貨建の金額は毎回変動します。
- 市場金利情勢にかかわらず、所定の予定利率が保険期間中、適用されます。
- 年金受取開始日前に被保険者が亡くなられたときは、死亡給付金をお支払いします。
- この保険は解約払戻金の計算時に、解約の時期に応じた解約控除が適用されます。

【しくみ図】

※次の図は、イメージをあらわしたものです。



※保険料払込期間満了時から年金受取開始日までの期間（据置期間）は、0年～10年（1年単位）となります。
※年金受取期間は、5年・10年・20年・30年となります。
※年金額は指定通貨（米ドルまたは豪ドル）で一定です。
※1年間の年金受取回数は、年1・2・4・6・12回から選択できます。

3 この保険の為替リスクについて

この保険は、為替相場の変動により、円換算された年金の受取総額や死亡給付金額等が、保険料円払込額の総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

4 お客様にご負担いただく費用があります。

くわしくは **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

5 予定利率について

- 予定利率とは、あらかじめ設定された、積立金に適用される利率をいいます。
- 適用された予定利率は、保険料払込期間から年金受取期間を通じて一定です。
- 積立金額は、保険料から保険契約の締結や維持にかかる費用を差し引き、ご契約時に適用される予定利率によって計算された金額から、定期的に保険契約の締結や維持、死亡保障に必要な費用などの保険契約関係費を控除した金額です。
- 積立金は、単に保険料を予定利率で複利運用したものではありません。

6 ご契約のお取り扱いについて

年金種類	確定年金				
契約年齢	0歳～70歳(契約日における被保険者の満年齢) ※契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。				
保険料払込期間	10年～50年(1年単位) ※保険料払込期間満了時から年金受取開始日までの期間(据置期間)は、0年～10年(1年単位)となります。				
年金受取開始年齢	10歳～85歳				
指定通貨	米ドル、豪ドル				
保険料払込通貨	円 ※円換算払込特約(円払込額を定める場合の特則適用)付加				
保険料範囲 (円払込額)	<table border="1"> <tr> <td>最低</td> <td>月払：20,000円、年払：240,000円 (1,000円単位)</td> </tr> <tr> <td>最高</td> <td>払込保険料累計見込額：3億円 ※同一被保険者で当社所定の他の平準払定額年金保険契約がある場合、払込保険料累計見込額を通算して3億円を超えることはできません。</td> </tr> </table>	最低	月払：20,000円、年払：240,000円 (1,000円単位)	最高	払込保険料累計見込額：3億円 ※同一被保険者で当社所定の他の平準払定額年金保険契約がある場合、払込保険料累計見込額を通算して3億円を超えることはできません。
最低	月払：20,000円、年払：240,000円 (1,000円単位)				
最高	払込保険料累計見込額：3億円 ※同一被保険者で当社所定の他の平準払定額年金保険契約がある場合、払込保険料累計見込額を通算して3億円を超えることはできません。				
高額割引	<p>保険料(円払込額)が次の基準額を満たす場合、保険契約関係費に高額割引が段階的に適用され、適用のないご契約より積立金額が増加します。</p> <table border="1"> <tr> <td>基準額</td> <td>800,000円(67,000円)以上</td> </tr> <tr> <td>年払保険料(月払保険料)</td> <td>500,000円(42,000円)以上</td> </tr> </table> <p>※高額割引の適用可否の判定はご契約ごとに行い、他のご契約との通算は行いません。 ※円払込額の減額により基準額を満たさなくなった場合、高額割引の適用は受けられません。</p>	基準額	800,000円(67,000円)以上	年払保険料(月払保険料)	500,000円(42,000円)以上
基準額	800,000円(67,000円)以上				
年払保険料(月払保険料)	500,000円(42,000円)以上				
保険料払込方法	月払、年払				
保険料払込経路	・口座振替扱(第1回保険料は指定金融機関口座への送金) ・クレジットカード扱				
契約者	被保険者の3親等以内のご親族				
死亡給付金受取人	被保険者の3親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。 ※1%単位で合計が100%となるようご指定いただきます。				
年金受取人	契約者または被保険者				
継続年金受取人	・年金受取期間中に年金受取人が亡くなられた場合、継続年金受取人に残りの期間の年金をお受け取りいただけます。 ・継続年金受取人は、年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみお選びいただけます。				

その他取扱について

次のお取り扱いはありません。

- ・年金種類、保険料払込期間、年金受取開始年齢、年金受取期間の変更
- ・指定通貨の変更
- ・保険料の増額
- ・契約者貸付
- ・保険料の振替貸付(保険料のお立替え)

※具体的なご契約内容については、「契約申込書(情報端末のお手続き画面を含みます)」にてご確認ください。

7 配当金について

この保険に配当金はありません。

8 年金のお取り扱いについて

- 被保険者が年金受取開始日にご存命の場合、次の方法でお受け取りいただけます。

確定年金	年金受取期間：5・10・20・30年
一時金 (年金原資の一時受取)	年金受取にかえて、年金原資を一時受取することができます。 ※年金受取開始時までにお手続きが必要となります。

※円での年金受取の場合は年金円換算支払特約、円での一時金受取の場合は円換算支払特約が付加されます。

- 1年間の年金受取回数は、年金受取開始時に、所定の範囲内(年1・2・4・6・12回)で選択ができます。

※年金の受取回数は、年金受取開始日以後に変更することができます。

※当社所定の範囲内でのお取り扱いとなり、将来変更されることがあります。

- 年金額のもととなる年金原資は年金受取開始日前日末まで確定しないため、**年金額は年金受取開始日まで確定しません。**なお、年金額は、契約日における予定利率や予定死亡率等に基づいて計算され算出されます。

9 保障内容(死亡給付金のお支払い)について

給付金の種類	支払事由	お支払いする金額	お支払いできない場合の例 (お支払いに際しての制限事項)
死亡給付金	被保険者が年金受取開始日前に亡くなれたとき	被保険者が亡くなれた日の属する月の末日における次のいずれか大きい金額 ①積立金額 ②既払込保険料相当額を年0.05%で複利計算した金額	<ul style="list-style-type: none"> ・責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合 ・重大事由によりご契約が解除された場合 等

10 付加できる主な特約について

円換算払込特約

- この保険には、円換算払込特約（円払込額を定める場合の特則適用）があらかじめ付加されているため、保険料は一定額の円でのお払込みとなります。
- 指定通貨に換算された保険料は、この特約に適用される為替レートの変動に応じて、お払込みのたびに変動（増減）します。

※この特約を解約することはできません。

円換算支払特約

解約払戻金および死亡給付金等を円で受け取ることができます。

年金円換算支払特約

- 毎回の外貨（指定通貨）建の年金を円で受け取ることができます。
- この特約の付加による円での受け取り後は、外貨での年金受取はできません。

新為替ターゲット特約

- 年金円換算支払特約とあわせて付加することにより、年金受取日（為替判定日）の為替レートが、設定された為替レート（為替ターゲットレート）と同一または円安となった場合は円で年金を受け取り、円高となった場合は指定通貨で据え置くことができます。
- 為替ターゲットレートは、変更のお申出がない限り、ご契約時に指定した次の計算による損益分岐レートとなります。

損益分岐レート（1円単位）＝保険料円払込総額（円）÷年金受取総額（指定通貨建）
※1円未満は切り上げ

- 年金受取開始時以後、為替ターゲットレートは、50円～200円の範囲（1円単位）で変更することができます。
- 指定通貨で据え置かれた年金は、据置後の為替判定日において、為替ターゲットレートと同一または円安となった場合に、当社所定の利率により計算した利息とあわせて円による受け取りとなります。
- 指定通貨で据え置かれた年金とその利息は、円または指定通貨で引き出すことができます。

※年金受取の最終分については、最後の為替判定日における為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、指定通貨による年金受取となります。また、最後の為替判定日において据置年金があるときには、指定通貨による据置年金および利息の全額の受け取りとなります（年金受取人からお申出があった場合は、円による受け取りに変更することができます）。

円建年金移行特約

年金受取開始時に年金原資を円に換算し、円建の年金に移行することができます。

※年金額は、円に換算した年金原資に基づき、年金受取開始日における予定利率、予定死亡率等により計算され算出されます。

※移行後の年金種類や年金受取期間は、移行前と同様となります。

※移行後の年金額が10万円に満たない場合には移行できません。

個人年金保険料税制適格特約

- お払込みいただく保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用を受けることができます。
- 次のすべてを満たす場合に付加することができます。
 - ①年金受取人はご契約者またはその配偶者のいずれかであること
 - ②年金受取人は被保険者と同一人であること
 - ③保険料払込期間が10年以上であること
 - ④年金種類が確定年金の場合、年金受取開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金受取期間が10年以上であること

※この特約のみを解約することはできません。

※上記の条件を満たさないご契約内容の変更は、お取り扱いできません。

※ご契約者の変更により、上記①の条件を満たさなくなった場合には、この特約は消滅し、以後、個人年金保険料控除の対象としての所得控除の適用は受けられません。

※保険料の減額等に伴う払戻金がある場合は払戻しせずに、当社所定の利率により積立てておき、年金受取開始時に年金額の買増しにあてられます。

保険契約者代理特約

ご契約者が保険契約に関する手続きができない当社所定の事情があるときに、ご契約者にかわり、保険契約者代理人が代理で手続きを行うことができます。

※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。

※この特約には、保険契約者代理人へのご契約内容の情報提供にあたって「ご家族登録制度」が付帯されます。
ご家族登録制度利用規程は当社ホームページをご覧ください。

指定代理請求特約

年金受取人が年金を請求できない当社所定の事情があるときに、年金受取人にかわり、指定代理請求人が年金の請求（代理請求）を行うことができます。

※被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求が対象となります。

付加できる特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

次のページに続きます

■特約の付加にあたって、換算基準日と適用為替レートは以下のとおりです。

付加する特約	対象	換算基準日	適用為替レート
円換算払込特約	第1回保険料(相当額)	当社が受領した日	TTM + 50銭
	第2回以後の保険料	払込期月の前月末日	
円換算支払特約	・解約払戻金 ・死亡給付金	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM - 50銭
年金円換算支払特約	年金	年金受取日または必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日	TTM
	年金の一括受取	必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日	
円建年金移行特約	年金原資	年金受取開始日または必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日	

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※TTM(対顧客電信仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

なお、1日のうちにTTM(対顧客電信仲値)の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。

なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

12 解約等について

■年金受取開始日前にご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受け取りいただきます。

※個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合、減額による払戻金のお支払いはありません。この場合、年金受取開始時まで当社所定の利率で積立て、年金額の貢増しにあてられます。

■保険料を減額した場合、同じ割合で払込まれた保険料額、積立金額についても減額されます。

また、減額分は解約したものとして取り扱います。なお、減額後の保険料が下記の金額を下回る場合は、お取り扱いできません。

- ・月払契約の場合：20,000円
- ・年払契約の場合：240,000円

■解約払戻金額は、契約日からの経過月数に応じて次のとおりとなります。

契約日から 120ヵ月間	解約払戻金額 = 解約・減額時の積立金額 × (1 - 解約控除率) 解約控除率 = 36% × (1 - 経過月数 / 120)
契約日から 120ヵ月経過以後	解約払戻金額 = 積立金額 ※解約控除は適用されません。

※契約日からの経過月数は、保険料が払込まれた月数のうちの経過した月数とし、月払契約の場合は保険料が払込まれた月数となります。

11 保険料払込の停止、保険料払込の自動停止について

契約日から120ヵ月経過し、その期間に対応する保険料が払込まれているご契約の場合、保険料のお払込みが困難になられたときでも、次の方法でご契約を有効に継続することができます。

- ・保険料払込の停止(ご契約者からのお申出によりお払込みを停止します)
- ・保険料払込の自動停止(保険料の払込がないまま、猶予期間を経過した場合、自動的に停止します)

※保険料のお払込みは再開することができます。

※保険料のお払込みがあった場合と比べて、積立金額は少なくなります。

※払込停止期間がある場合でも、保険料払込期間満了日に変更はありません。

契約概要

利率連動プラン

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。

- お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

**この保険は、市場金利情勢に応じて定まる利率を適用する
保険料定額払の年金保険です。**

正式名称	予定利率金利連動型外貨建個人年金保険
------	--------------------

1 引受保険会社について

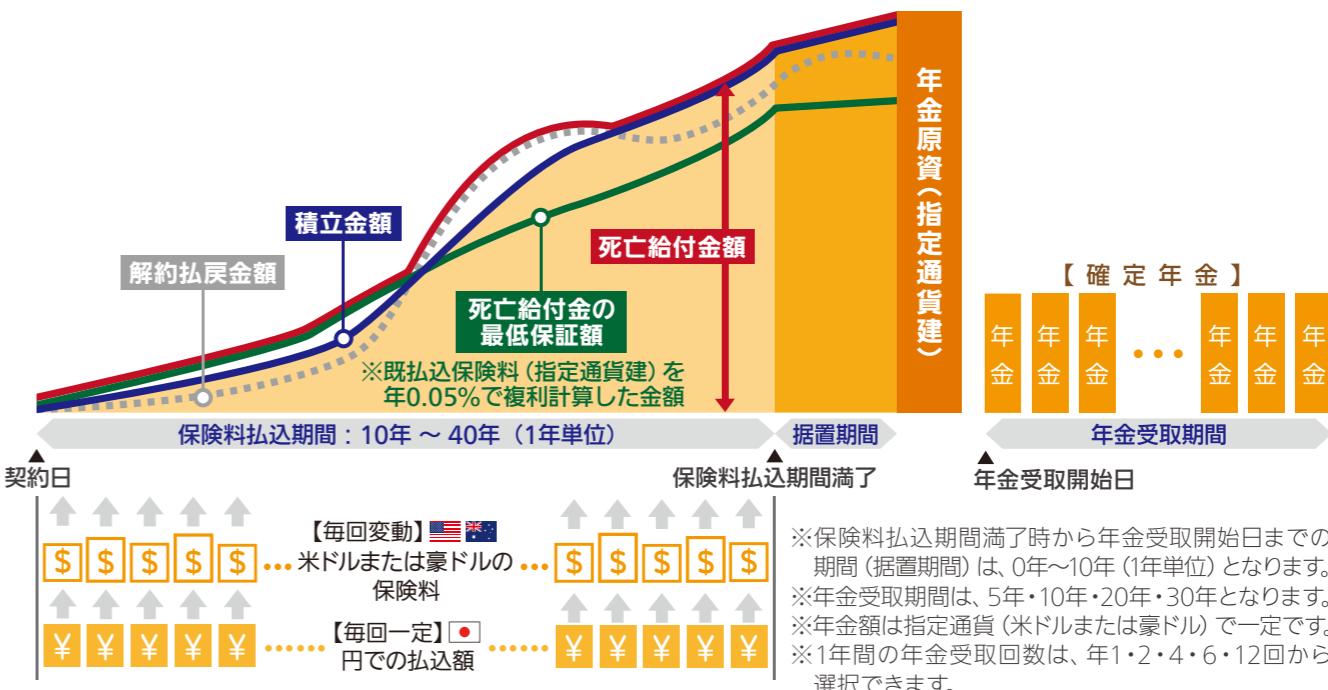
- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：0120-770-837（カスタマーサービスセンター）
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについて

- この保険は、保険料払込期間において、毎月または毎年、保険料をお払込みいただき、被保険者が所定の年齢に達したときから、一定額の年金をお受け取りいただける外貨建の年金保険です。
- ご契約に適用される通貨（指定通貨）は、米ドルまたは豪ドルよりご指定いただきます。
- 円換算払込特約（円払込額を定める場合の特則適用）が付加されているため、毎回の保険料は、一定額の円にてお払込みいただきます。
- 払込まれた保険料は、所定の為替レートで指定通貨に換算し積立てられます。積立てられる指定通貨建の金額は毎回変動します。
- 市場金利情勢に応じてご契約時に設定される予定利率が保険期間中、適用されます。
- 年金受取開始日前に被保険者が亡くなられたときは、死亡給付金をお支払いします。
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映するしくみ（市場価格調整）となっております。さらに、解約の時期に応じた解約控除が適用されます。

【しくみ図】

※次の図は、イメージをあらわしたものです。



3 この保険の市場リスク・為替リスクについて

- この保険は、年金受取開始日前の解約払戻金額、年金受取開始日以後の年金の一括受取額等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額が保険料の払込総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は、為替相場の変動により、円換算された年金の受取総額や死亡給付金額等が、保険料円払込額の総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

4 お客様にご負担いただく費用があります。

くわしくは **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

5 予定利率について

■予定利率は、毎月1回(1日)設定され、責任開始日が属する月の予定利率が適用されます。**責任開始日時点の予定利率が適用されますので、申込日時点の予定利率と異なる可能性があります。**

※責任開始日とは、当社がご契約をお引受けすることを決定(承諾)した場合、第1回保険料(相当額)を受け取った日をいいます。

■予定利率とは、積立金に適用される利率をいい、基準金利に安全率を適用して設定されます。

□予定利率の計算方法



基準金利	当社所定の方法により計算した指定通貨に応じた国債(米国債またはオーストラリア国債)の複利利回り(指標金利)の平均値
安全率	市場金利の変動幅等を勘案して当社が定めた率(-0.5%~+1.5%の範囲内)

■責任開始日に適用された予定利率は、保険料払込期間から年金受取期間を通じて一定です。

■積立金額は、保険料から保険契約の締結や維持にかかる費用を差し引き、ご契約時に適用される予定利率によって計算された金額から、定期的に保険契約の締結や維持、死亡保障に必要な費用などの保険契約関係費を控除した金額です。

■積立金は、単に保険料を予定利率で複利運用したものではありません。

6 ご契約のお取り扱いについて

高額割引	保険料(円払込額)が次の基準額を満たす場合、保険契約関係費に高額割引が段階的に適用され、適用のないご契約より積立金額が増加します。	
	基準額	800,000円(67,000円)以上
		500,000円(42,000円)以上
※高額割引の適用可否の判定はご契約ごとに行い、他のご契約との通算は行いません。		
※円払込額の減額により基準額を満たさなくなった場合、高額割引の適用は受けられません。		
保険料払込方法	月払、年払	
保険料払込経路	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替扱(第1回保険料は指定金融機関口座への送金) クレジットカード扱 	
契約者	被保険者の3親等以内のご親族	
死亡給付金受取人	被保険者の3親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。 ※1%単位で合計が100%となるようご指定いただきます。	
年金受取人	契約者または被保険者	
継続年金受取人	<ul style="list-style-type: none"> 年金受取期間中に年金受取人が亡くなられた場合、継続年金受取人に残りの期間の年金をお受け取りいただけます。 継続年金受取人は、年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみお選びいただけます。 	
その他取扱について	<p>次のお取り扱いはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金種類、保険料払込期間、年金受取開始年齢、年金受取期間の変更 指定通貨の変更 保険料の増額 契約者貸付 保険料の振替貸付(保険料のお立替え) 保険料払込の停止、自動停止 	

※具体的なご契約内容については、「契約申込書(情報端末のお手続き画面を含みます)」にてご確認ください。

年金種類	確定年金
契約年齢	0歳~70歳(契約日における被保険者の満年齢) ※契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。
保険料払込期間	10年~40年(1年単位) ※保険料払込期間満了時から年金受取開始日までの期間(据置期間)は、0年~10年(1年単位)となります。
年金受取開始年齢	10歳~85歳
指定通貨	米ドル、豪ドル
保険料払込通貨	円 ※円換算払込特約(円払込額を定める場合の特則適用)付加
保険料範囲 (円払込額)	最低 月払: 20,000円、年払: 240,000円 (1,000円単位)
	最高 払込保険料累計見込額: 3億円 ※同一被保険者で当社所定の他の平準払定額年金保険契約がある場合、払込保険料累計見込額を通算して3億円を超えることはできません。

7 配当金について

この保険に配当金はありません。

8 年金のお取り扱いについて

■被保険者が年金受取開始日にご存命の場合、年金をお受け取りいただけます。

確定年金	年金受取期間：5・10・20・30年
------	--------------------

※年金原資の一時受取のお取り扱いはありません。

■年金受取にかえて、年金の一括受取をする場合、契約日から40年間は市場価格調整が適用されます。この場合、受取総額が保険料の払込総額を下回る可能性があります。

■1年間の年金受取回数は、年金受取開始時に、所定の範囲内（年1・2・4・6・12回）で選択ができます。

※年金の受取回数は、年金受取開始日以後に変更することができます。

※当社所定の範囲内でのお取り扱いとなり、将来変更されることがあります。

■年金額のもととなる年金原資は年金受取開始日前日末まで確定しないため、**年金額は年金受取開始日まで確定しません。**なお、年金額は、契約時における予定利率や予定死亡率等に基づいて計算され算出されます。

9 保障内容（死亡給付金のお支払い）について

給付金の種類	支払事由	お支払いする金額	お支払いできない場合の例 (お支払いに際しての制限事項)
死亡給付金	被保険者が年金受取開始日前に亡くなられたとき	被保険者が亡くなられた日の属する月の末日における次のいずれか大きい金額 ①積立金額 ②既払込保険料相当額を年0.05%で複利計算した金額 ③解約払戻金額	・責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合 ・重大事由によりご契約が解除された場合 等

10 付加できる主な特約について

円換算払込特約

- この保険には、円換算払込特約（円払込額を定める場合の特則適用）があらかじめ付加されているため、保険料は一定額の円でのお払込みとなります。
- 指定通貨に換算された保険料は、この特約に適用される為替レートの変動に応じて、お払込みのたびに変動（増減）します。

※この特約を解約することはできません。

円換算支払特約

解約払戻金および死亡給付金等を円で受け取ることができます。

年金円換算支払特約

- 毎回の外貨（指定通貨）建の年金を円で受け取ることができます。
- この特約の付加による円での受け取り後は、外貨での年金受取はできません。

新為替ターゲット特約

- 年金円換算支払特約とあわせて付加することにより、年金受取日（為替判定日）の為替レートが、設定された為替レート（為替ターゲットレート）と同一または円安となった場合は円で年金を受け取り、円高となった場合は指定通貨で据え置くことができます。
- 為替ターゲットレートは、変更のお申出がない限り、ご契約時に指定した次の計算による損益分岐レートとなります。

損益分岐レート（1円単位）＝保険料円払込総額（円）÷年金受取総額（指定通貨建）

※1円未満は切り上げ

- 年金受取開始時以後、為替ターゲットレートは、50円～200円の範囲（1円単位）で変更することができます。
 - 指定通貨で据え置かれた年金は、据置後の為替判定日において、為替ターゲットレートと同一または円安となった場合に、当社所定の利率により計算した利息とあわせて円による受け取りとなります。
 - 指定通貨で据え置かれた年金とその利息は、円または指定通貨で引き出すことができます。
- ※年金受取の最終分については、最後の為替判定日における為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、指定通貨による年金受取となります。また、最後の為替判定日において据置年金があるときには、指定通貨による据置年金および利息の全額の受け取りとなります（年金受取人からお申出があった場合は、円による受け取りに変更することができます）。

次のページに続きます ➤

個人年金保険料税制適格特約

- お払込みいただく保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用を受けることができます。
- 次のすべてを満たす場合に付加することができます。
 - ①年金受取人はご契約者またはその配偶者のいずれかであること
 - ②年金受取人は被保険者と同一人であること
 - ③保険料払込期間が10年以上であること
 - ④年金種類が確定年金の場合、年金受取開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金受取期間が10年以上であること

※この特約のみを解約することはできません。

※上記の条件を満たさないご契約内容の変更は、お取り扱いできません。

※ご契約者の変更により、上記①の条件を満たさなくなった場合には、この特約は消滅し、以後、個人年金保険料控除の対象としての所得控除の適用は受けられません。

※保険料の減額等に伴う払戻金がある場合は払戻しせずに、当社所定の利率により積立てておき、年金受取開始時に年金額の買増しにあてられます。

保険契約者代理特約

ご契約者が保険契約に関する手続きができない当社所定の事情があるときに、ご契約者にかわり、保険契約者代理人が代理で手続きを行うことができます。

※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。

※この特約には、保険契約者代理人へのご契約内容の情報提供にあたって「ご家族登録制度」が付帯されます。
ご家族登録制度利用規程は当社ホームページをご覧ください。

指定代理請求特約

年金受取人が年金を請求できない当社所定の事情があるときに、年金受取人にかわり、指定代理請求人が年金の請求（代理請求）を行うことができます。

※被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求が対象となります。

付加できる特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

■特約の付加にあたって、換算基準日と適用為替レートは以下のとおりです。

付加する特約	対象	換算基準日	適用為替レート
円換算払込特約	第1回保険料（相当額）	当社が受領した日	TTM + 50銭
	第2回以後の保険料	払込期月の前月末日	
円換算支払特約	・解約払戻金 ・死亡給付金	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM - 50銭
	年金	年金受取日または必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日	
年金円換算支払特約	年金の一括受取	必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日	TTM

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。
なお、1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。
なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

11 保険料払込の停止、保険料払込の自動停止について

保険料払込の停止や保険料払込の自動停止のお取り扱いはありません。

12 解約等について

■年金受取開始日前にご契約を解約・減額され、解約払戻金がある場合にお受け取りいただきます。

※個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合、減額による払戻金のお支払いはありません。この場合、年金受取開始時まで当社所定の利率で積立て、年金額の貢増しにあてられます。

■保険料を減額した場合、同じ割合で払込まれた保険料額、積立金額についても減額されます。 また、減額分は解約したものとして取り扱います。なお、減額後の保険料が下記の金額を下回る場合は、お取り扱いできません。

- ・月払契約の場合：20,000円
- ・年払契約の場合：240,000円

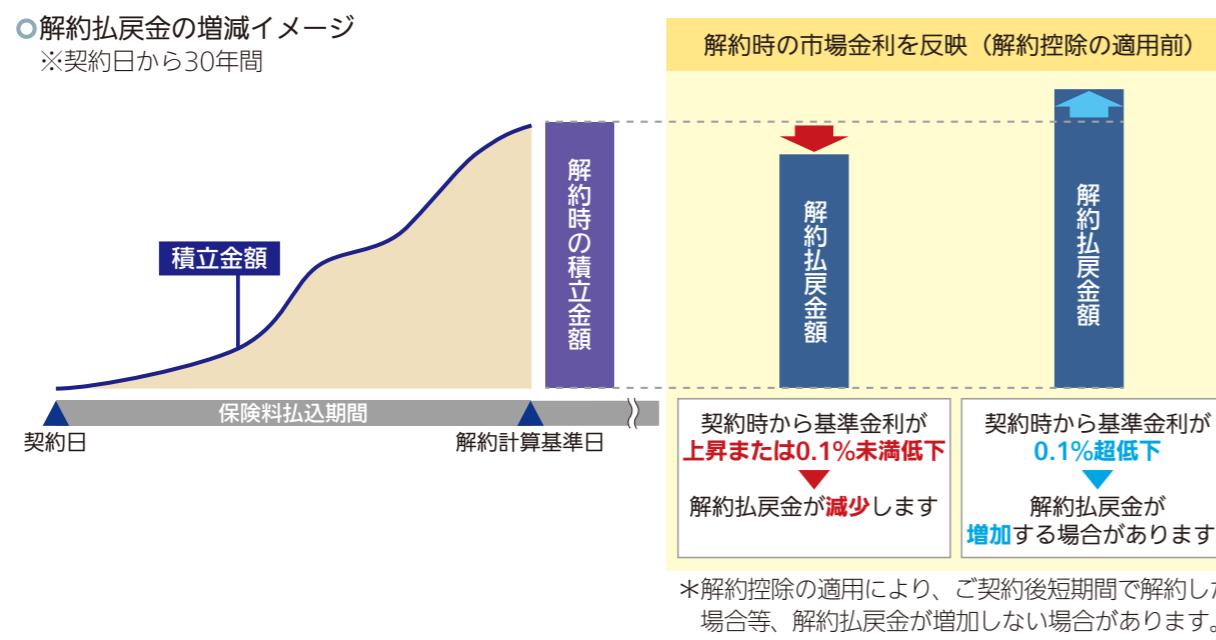
■年金受取開始日以後、将来の年金受取にかえて、年金を一括でお受け取りいただくことができます。

■解約払戻金額や年金の一括受取額の計算に際して、契約日から40年間は市場価格調整を行なうため、市場金利の変動によりその金額は増減します。したがって、その受取額等が保険料の払込総額を下回ることがあります。

■市場価格調整とは、解約払戻金の受取、年金の一括受取等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。例えば、ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

○解約払戻金の増減イメージ

※契約日から30年間



■市場価格調整の適用にあたって、契約日から30年間は、金利変動等の影響を補正するための率(0.1%)を計算に用いるため、契約日からの経過年数に応じて次のような影響を受けます。

契約日から30年間	解約時や年金の一括受取時の基準金利が、契約時の基準金利より上昇または0.1%未満低下した場合、解約払戻金額や年金の一括受取額は減少し、0.1%超低下した場合には増加します。
契約日から30年経過以後	解約時や年金の一括受取時の基準金利が、契約時の基準金利より上昇した場合、解約払戻金額や年金の一括受取額は減少し、低下した場合には増加します。

〈計算方法〉

【解約時（年金受取開始日前）】

解約払戻金額は、解約計算基準日¹における次の金額となります。

$$\text{解約払戻金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \times (1 - \text{解約控除率})$$

【年金の一括受取時（年金受取期間中）】

年金の一括受取額は、年金一括受取計算基準日¹における次の金額となります。

$$\text{年金の一括受取額} = \text{未払年金の現価}^2 \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

*1 完備された解約または年金の一括受取の請求書類が当社に到着した日をいいます。

*2 残余年金受取期間に対する未払年金の現価をいいます。

○市場価格調整率は次のとおり計算します。

適用期間：契約日から40年間（40年経過以後はゼロとなります）

$$1 - \left(\frac{1 + \text{契約時の基準金利}^3}{1 + \text{解約時または年金の一括受取時の基準金利}^1 + 0.1\%^2} \right) \text{所定の月数}^4 / 12$$

*1 それぞれの計算基準日に適用される基準金利となります。

*2 解約払戻金額または年金一括受取額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日）と計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額または年金一括受取額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.1%）を設定しています（契約日から30年経過以後はゼロとなります）。

*3 ご契約に適用される予定利率を計算するための基準金利となります。

*4 解約時または年金の一括受取時の計算基準日から年金受取期間満了までの月数などをもとに計算します。

▶市場価格調整率の計算式における所定の係数（0.1%）について

この所定の係数により、「解約時または年金の一括受取時の基準金利」が「契約時の基準金利」と同一であっても、計算基準日の積立金に解約控除を適用した金額または未払年金の現価に対して、経過年数（解約時は「契約日からの経過年数」、年金の一括受取時は「年金受取開始日からの経過年数」）に応じて一定率が控除されます。

例えば、解約計算基準日の基準金利と契約時の基準金利が2.00%の場合、解約計算基準日の積立金に解約控除を適用した金額に対して、契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

契約日からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	1.14%	1.05%	0.97%	0.89%	0.81%	0.72%	0.64%	0.56%	0.47%	0.39%

※年金の種類：10年確定年金、契約日から年金受取開始日前までの年数：10年、契約年齢：60歳、
保険料払込方法（回数）：年払で計算しています。

○解約控除率は、次のとおり計算します。

適用期間：契約日から120ヶ月間（120ヶ月経過以後はゼロとなります）

$$\text{解約控除率} = 36\% \times (12 / \text{所定の月数}) \times (1 - \text{経過月数} / 120)$$

*月払契約の場合は保険料が払込まれた月数、年払契約の場合は保険料が払込まれた年数×12となります。

※市場価格調整率および解約控除率の計算における契約日からの経過年月数は、保険料払込期間中は、保険料が払込まれた月数のうちの経過した月数とし、月払契約の場合は保険料が払込まれた月数となります。保険料払込期間満了後は、経過した月数により判定します。

くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

注意喚起情報

利率固定プラン
利率連動プラン
共通

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

▶ お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

⚠️ お客様にご負担いただく費用があります。 ▶ 該当するプランについて、ご確認ください。

この保険にかかる費用は、保険契約関係費と年金管理費の合計額となります。また、外国通貨のお取り扱いに必要となる費用や解約・減額時にご負担いただく費用があります。

【保険契約関係費】

ご契約の締結や維持にかかる費用として、お払込みの保険料から控除します。また、ご契約後も定期的にご契約の締結や維持に必要な費用および死亡保障に必要な費用等を控除します。保険契約関係費は、契約年齢、性別等により異なりますので、一律には記載できません。

【年金管理費】

年金受取時の費用（年金管理費）として、年金額の1%を上限に毎年の年金受取日に積立金から控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。

【外国通貨のお取り扱いに必要となる費用】

- ・年金等を外貨でお受け取りになる際に、金融機関所定の手数料が必要となる場合があります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。
- ・保険料を円で払込む場合や死亡給付金等を円貨で受け取る場合に、為替レートとTTM（対顧客電信仲値）*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

適用為替レート

保険料を円で払込む場合 【円換算払込特約】	TTM + 50銭
死亡給付金等を円貨で受け取る場合 【円換算支払特約】	TTM - 50銭

* TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

【解約・減額時にご負担いただく費用（解約控除）】

解約や減額をする場合には、解約控除として、契約日から10年間は経過月数に応じた次の解約控除率を乗じた金額をご負担いただきます。

利率固定プラン	解約（減額）時の積立金額 ^{*1} × 解約控除率 解約控除率 = 36% × (1 - 経過月数 / 120)
利率連動プラン	解約（減額）時の積立金額 ^{*1} に 市場価格調整を適用 ^{*2} した金額 × 解約控除率 解約控除率 = 36% × (12 / 所定の月数 ^{*3}) × (1 - 経過月数 / 120)

* 1 減額の場合は、減額する部分の積立金額となります。

* 2 契約日から40年間適用されます。

* 3 月払契約の場合は保険料が払込まれた月数、年払契約の場合は保険料が払込まれた年数 × 12 となります。

※市場価格調整率および解約控除率の計算における契約日からの経過年月数は、保険料払込期間中は、保険料が払込まれた月数のうちの経過した月数とし、月払契約の場合は保険料が払込まれた月数となります。保険料払込期間満了後は、経過した月数により判定します。

⚠️ 解約時や年金の一括受取時、受取額等が保険料の払込総額

⚠️ を下回ることがあります。【市場リスク】

▶ 利率連動プラン の場合のみご確認ください。

この保険は、年金受取開始日前の解約払戻金額、年金受取期間中の年金の一括受取額等に、契約日から40年間は、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が保険料の払込総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

⚠️ 為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

⚠️ 為替リスク

この保険は外貨建であるため、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。したがって、円換算された年金の受取総額や死亡給付金額等が、保険料円払込額の総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

※この保険の商品内容、リスク等に関するご注意事項をよくご確認いただき、余裕資金にてご加入ください。

1 クーリング・オフ制度(お申込みの撤回等)の対象となります。

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、**保険契約の申込日から起算して8日以内**であれば、申込者等からの書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。



※クーリング・オフ可能期間には、土・日・祝日等の休日を含みます。

- 保険契約のお申込みの撤回等の主な方法、申出先、取扱期限は以下のとおりとなります。

主な方法	申出先	取扱期限
書面（郵送）	〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター宛	8日以内の消印まで有効
電磁的記録 (電子メール)*	co@nw-life.co.jp	8日以内の当社到達まで有効

* 当社ホームページ上からでも、電子メールによるお申出が可能です。
くわしくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

- 「保険契約のお申込みの撤回等をする旨」のほか、申込者等の氏名（書面の場合は自署）・住所・電話番号、被保険者の氏名、申込番号または証券番号、払込保険料（払込通貨）、募集代理店名、保険料の返金先口座（申込者等の本人名義）、申出日を明記してください。

- 募集代理店へお申出いただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。また、お電話や口頭でのお申出はできません。

- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社は申込者等に対し、お払みいただいた金額を全額お返しいたします。

※第1回保険料（相当額）をクレジットカードによりお払込みの場合、当社でクレジットカードの有効性等の確認ができる日を第1回保険料（相当額）の払込日とします。この場合、カード会社からお客さまに請求がなされた場合のみ、お返しします。

■次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等をすることはできません。

①申込者等が法人の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合

②債務の履行を担保するための保険契約である場合

③既契約の内容変更である場合

- 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求いたしません。

- 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に死亡給付金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が死亡給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 健康状態や職業について、告知いただく必要はありません。

- ご契約のお申込みにあたって、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ（告知）いただく必要はありません。

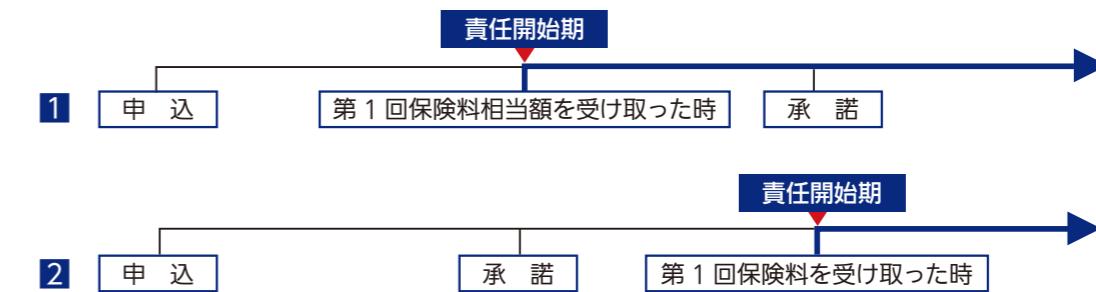
- 被保険者が入院中または余命宣告を受けている場合はお引受けができません。

※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取扱いとなります。

3 保障を開始する時期について【責任の開始】

- 当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合は、当社は第1回保険料（相当額）を受け取った時からご契約上の責任を負います。

※第1回保険料（相当額）をクレジットカードによりお払込みの場合、当社は、クレジットカードの有効性等の確認を行ったうえでクレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時から、ご契約上の責任を負います。



- 契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

- ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になります。

4 死亡給付金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

- ・責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ・ご契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- ・ご契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金を詐取する目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
- ・ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ・ご契約者が死亡給付金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となったとき
- ・ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなったとき
- ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

5 保険料の払込猶予期間、ご契約の失効、復活について

■保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。なお、払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

■払込猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。

■払込猶予期間内にお払込みがない場合、ご契約は失効します。

ただし、「利率固定プラン」のご契約で、契約日から120ヶ月経過し、その期間に対応する保険料が払込まれている場合（「保険料払込の自動停止」の要件に該当）、ご契約は継続します。

■いったん失効したご契約でも、失効後3ヶ月以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。

※当社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する当社所定の利率による利息のお払込みが必要となります。

くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

6 ご契約の消滅時における保険料のお取り扱いについて

解約や解除、死亡給付金のお支払い等により、ご契約が保険料期間の途中で消滅した場合、その消滅時を含む保険料期間に対応する保険料が払込まれているときでも、その保険料期間のうちご契約が消滅した後の期間に対応する保険料相当額の払戻しはありません。

7 お支払いに関する手続き等の留意事項について

■お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および死亡給付金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。

■当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。

■保険契約者代理特約を付加された場合は、保険契約者代理人に対し、契約内容および対象となる手続きについて代理で手続きできる旨、お伝えください。

■指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

保険契約者代理特約、指定代理請求特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

8 為替リスクについて

■この保険は、外貨建であるため、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。したがって、年金等の受取時の為替相場により円換算された年金等の受取総額が保険料円払込額の総額を下回ることがあります。

■円でのお払込みやお受け取りをする際、為替相場の変動により次のような影響を受けます。

- ・保険料円払込額を指定通貨建に換算する際、指定通貨建の保険料は適用される為替レートの変動に応じてお払込みのたびに変動（増減）します。
- ・指定通貨建の年金、死亡給付金等を円に換算してお受け取りになる際、その受取額は適用される為替レートの変動に応じて変動（増減）します。

▼適用為替レートの変動に応じた保険料、年金額の変動（増減）の例（米ドル建の場合）

○保険料円払込額：24万円の場合

適用為替レート	第1回保険料	第2回保険料	第3回保険料
1米ドル=80円	3,000米ドル	2,400米ドル	2,000米ドル
1米ドル=100円	2,400米ドル	3,000米ドル	3,600米ドル
1米ドル=120円	2,000米ドル	2,400米ドル	3,000米ドル

○年金額：5,000米ドルの場合

適用為替レート	第1回年金額	第2回年金額	第3回年金額
1米ドル=110円	55万円	50万円	45万円
1米ドル=100円	50万円	55万円	60万円
1米ドル=90円	45万円	50万円	55万円

9 元本割れが生じる場合について ▶該当するプランについて、ご確認ください。

次の場合には元本割れが生じ、不利益となることがあります。

利率固定プラン

お払込みいただいた保険料の一部は、ご契約の締結・維持、死亡保障に必要な費用等にあてられます。また、契約日から10年間は経過月数に応じた解約控除を適用します。したがって、多くの場合、解約払戻金額はご契約後しばらくの間、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

利率運動プラン

- お払込みいただいた保険料の一部は、ご契約の締結・維持、死亡保障に必要な費用等にあてられます。また、解約払戻金額は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。さらに、契約日から10年間は経過月数に応じた解約控除を適用します。したがって、多くの場合、解約払戻金額は、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 年金の一括受取額は、市場価格調整を適用して計算します。したがって、年金の一括受取をした場合、年金の一括受取額と総受取年金額との合計額が、お払込保険料の合計額を下回る場合があります。

※契約日からの経過月数は、保険料が払込まれた月数のうちの経過した月数とし、月払契約の場合は保険料が払込まれた月数となります。

解約払戻金額の計算方法について、くわしくは  [契約概要](#) [12 解約等について](#) をご覧ください。

10 保険契約の保護について [生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合]

生命保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

ニッセイ・ウェルス生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

11 預金ではなく生命保険であることについて [預金等との違いについて]

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

12 新たな保険契約への乗り換えについて [現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入されるときには、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取り扱いにかかるわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

13 税金のお取り扱いについて

■税務のお取り扱いは2023年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

■2013年1月1日から2037年12月31までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得額 × 2.1%」が課税されます。

〈保険料について〉

■お払込みいただいた保険料は、「個人年金保険料税制適格特約」が付加されているご契約の場合、個人年金保険料控除の対象となります。なお、「個人年金保険料税制適格特約」が付加されていないご契約の場合、一般の生命保険料控除の対象となります。

■この保険は、円換算払込特約(円払込額を定める場合の特則適用)が付加されているため、生命保険料控除の対象となる保険料は、1月から12月まで*にお払込みいただいた円による保険料の合計額となります。

*第1回保険料は契約日の属する月が基準となります。

〈年金受取開始日前〉

■解約払戻金に対する課税

解約払戻金と既払込保険料の差額が、所得税(一時所得)・住民税の対象となります。

■死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

〈年金受取開始日以後〉

■年金に対する課税(契約者=年金受取人の場合)

年金種類	年金の受取時	未払年金の一括受取時
確定年金	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得) + 住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。
また、毎年の年金受取時に所得税(雑所得)・住民税が課税されます。

〈税務取扱上の換算基準日と適用為替レート〉

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取り扱いにつきましては、一般的に下記の基準により外貨を円に換算したうえで、円建の生命保険と同様に取り扱います。

対象		換算基準日	適用為替レート*
死亡給付金	相続税・贈与税の対象となる場合	支払事由発生日	TTB(対顧客電信買相場)
	所得税の対象となる場合	支払事由発生日	TTM(対顧客電信仲値)
年金	贈与税の対象となる場合	年金受取開始日	TTB(対顧客電信買相場)
	所得税の対象となる場合	年金受取日	TTM(対顧客電信仲値)
解約払戻金		必要書類の当社到着日	TTM(対顧客電信仲値)

*当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

※この保険は、円換算払込特約(円払込額を定める場合の特則適用)が付加されているため、保険料は円でお払込みいただいた金額となります。

※特約の付加により円でお受け取りになる場合は、当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

14 ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

 0120-770-837

受付時間：月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

※お客様からのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

■指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

✉ お客様への送付書類のご案内

ご契約に関する重要な書類となりますので、お手元に届きましたら、内容をご確認のうえ大切に保管いただきますようお願いいたします。

※掲載している各書類は見本であり、発送時期は通常の場合となります。なお、記載内容や発送時期等は将来変更されることがあります。

ご契約成立時

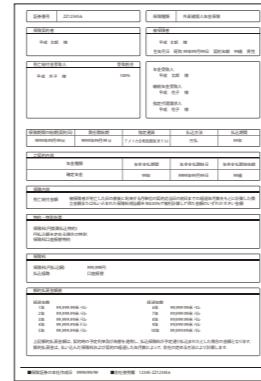
保険証券

お申込みから10日目頃までに、ご契約者宛に簡易書留にてお送りします。ご契約内容が記載されておりますので、**申込内容と相違していないかご確認のうえ、大切に保管してください。**

●保険証券用封筒



●保険証券



ご契約後

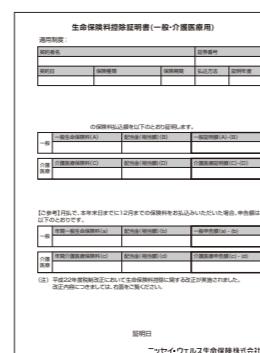
●ご契約状況のお知らせ

毎年の契約応当日の翌月末に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。
ご契約の積立金額・解約払戻金額等をご確認いただけます。

●生命保険料控除証明書

毎年10月に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。

※ご契約時期によっては、初回分は保険証券と同封してお送りする場合があります。



●年金お支払いのご案内

年金受取開始日の3ヵ月前に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。

●年金お支払い状況のお知らせ

年金受取期間中、毎年12月または翌年1月に、年金受取人宛に普通郵便にてお送りします。

※12月にお受取りの可能性があるご契約については、翌年1月にお送りします。

「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」に関するお客様へのお願い

2014年7月から、米国法「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」による確認手続きが開始されています。FATCAは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。

日本の生命保険会社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明^(注1)に基づき、お客様が生命保険契約の取引等をする際、お客様が所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行っております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

(注1) 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明 (2013年6月発表)

FATCAにおけるお客様への確認手続きについて

○FATCAの確認手続きとは?

生命保険会社は、お客様が所定の米国納税義務者（米国市民、米国居住者、米国人所有の外国事業体^(注2)等）であるかを確認するため、保険契約の取引時において、以下の手続きをお願いしております。

(注2) 「外国事業体」とは米国外の事業体、例えば日本の内国法人をいいます。

- 生命保険会社所定の書面等により、所定の米国納税義務者であるかをお客さまご自身にご申告いただく場合があります。
- お客様が所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類^(注3)をご提示またはご提出いただく場合があります。

(注3) 運転免許証、パスポート、登記簿謄本等の公的証明書 など

なお、お客様が所定の米国納税義務者である場合、上記に加えて、「米国納税者番号（TIN）を含む米国財務省様式W-9」、「米国内国歳入庁への報告に関する同意書」等の所定の書類をご提出いただきます。

※上記以外にも、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

※確認手続きの方法は、生命保険会社によって異なります。

○報告対象となる米国納税義務者（特定米国人、米国人所有の外国事業体）とは?

以下のお客様が対象となります。

①特定米国人

- 米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人をいいます。

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」 に関するお客様へのお願い

【特定米国人に該当する例（報告対象）】

- ・米国市民 　・米国居住者^(注4)
- ・米国パートナーシップ 　・米国法人 　・米国財団 　・米国信託 など

^(注4) 一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

【特定米国人に該当しない例（報告対象外）】

- ・米国上場法人 　・米国政府 　・米国非課税団体 　・米国銀行 など

②米国人所有の外国事業体

○ 実質的米国人所有者が一人以上いる外国事業体^(注5)をいいます。

^(注5) 例えば、法人においては、一人以上の特定米国人が 25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。

○ 外国事業体のうち、一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

【免除対象となる外国事業体の例】

- ・上場法人およびその関連会社
- ・政府機関等（政府、行政機関、国際組織、中央銀行など）
- ・過年度の総所得のうち、投資所得が 50%未満の事業体
- ・一定の非営利団体、公益法人 など

○ 金融機関は、事業体に該当しません。（原則、報告が免除されています。）

○ F A T C A の確認手続きが必要となる場面は？

主に以下の場合に確認手続きが必要となります。

○ 生命保険契約の締結、契約者の変更、満期保険金の支払等の取引発生時

○ その他、米国への移住など、契約者の状況が変化した場合

※ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、「特定米国人・米国人所有の外国事業体」に該当することとなった場合は、生命保険会社までご連絡いただきますようお願いいたします。

○ 確認手続きに応じていただけない、および報告に同意いただけない場合は？

お客様に確認手続きに応じていただけない、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、生命保険会社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

F A T C Aに基づき、生命保険会社が取得したお客様の個人情報は、F A T C A上の目的のみに使用します。

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正により、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が創設され、2017年1月1日以後、一定の生命保険契約にご加入される際等に、お客様の氏名・住所（名称・所在地）、居住地国等を記載した届出書を、生命保険会社へご提出いただくことがお客様に義務付けられています。

生命保険会社は、お客様からご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁（所轄の税務署長）に報告することが義務付けられております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

○ 届出書の提出が必要となる場面とは？

① 2017年1月1日以後、新たに以下の手続きを行う場合、届出書（新規届出書）のご提出が必要となります（一部取扱いが異なる生命保険契約もあるため、各社担当者にご確認ください）。

届出書の提出が必要となる場面	提出いただく方
生命保険契約へのご加入	ご契約者
ご契約者の変更	変更後のご契約者
満期保険金・年金・返戻金などのお受取（受取人がご契約者と異なる場合等）	受取人

② 2016年12月31日以前に、既に日本の生命保険会社に生命保険契約がある場合でも、確認のため、生命保険会社から、氏名・住所（名称・所在地）、居住地国等を記載した届出書（任意届出書）のご提出をお願いする場合がございます。

③ 上記各届出書の提出後、居住地国に異動があった場合には、届出書（異動届出書）のご提出が必要となります。

○ 届出書の提出時期・記載事項は？

届出書の種類に応じて、以下のとおりです。^(注1)

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出者	2017年1月1日以後に生命保険会社と上記①の各手続きを行う方	届出書提出後に、届出書記載の居住地国に異動があった方
提出時期	上記①の各手続きを行う際	居住地国に異動が生じることとなつた日から3ヶ月を経過する日まで
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・（個人）氏名、住所、生年月日 （法人）名称、本店または主たる事務所の所在地 ・居住地国名^(注2)、居住地国が外国である場合は当該国の納税者番号 ・（住所・所在地と居住地国が異なる場合）事情の詳細 等^(注3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・異動後の居住地国等 ・以前提出した届出書に記載した居住地国 ・左記の新規届出書の記載事項

^(注1) 任意届出書の記載事項は、新規届出書の記載事項に加え、ご契約の証券番号等です。

クレジットカード払のご案内

(注2) 居住地国（納税地国）は、以下の①および②のように判断されますが、お客さまご自身の居住地国につきましては生命保険会社では判断できかねますので、ご不明点がある場合には、税理士等の専門家または最寄りの税務署にお問い合わせください。

- ①日本に住所等を有する方は日本（法人の場合は日本国内に本店または主たる事務所がある方）
- ②外国の法令において、住所を有するなど一定の基準により、所得税・法人税に相当する税を課されるものとされている方は当該外国

※上記のいずれも該当する場合は、該当する居住地国をすべてご申告ください。

※居住地国がない場合は、ない旨をご申告ください。

(注3) 一定の法人の方は以下の事項についても記載していただく必要がございます。

- ・上場法人、上場法人の関係会社、政府機関等、外国金融機関等にあたる場合にはその旨
- ・実質的支配者（法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある方）の氏名、住所、生年月日、居住地国、外国の納税者番号、（住所・所在地と居住地国が異なる場合）事情の詳細、当該法人の法人番号

※生命保険会社が国税庁に報告する時期、報告事項は？

その年の12月31日において締結されているご契約のうち租税条約等により報告が必要とされている所定の外国を居住地国として届出された一定のご契約等につき、ご契約ごとに、特定対象者の氏名・住所・生年月日（名称・所在地）、居住地国、外国の納税者番号等および当該契約の証券番号、資産価額等を、翌年4月30日までに、国税庁（本店所轄の税務署長）に提供します。

※届出や報告に応じていただけない場合は？

新規届出書の提出に応じていただけない、あるいは国税庁への報告に同意いただけない場合、生命保険会社は、生命保険契約の締結等を行わない場合があります。また、届出書に虚偽の記載を行った場合、新規届出書を提出しない場合には、罰則が科せられることがあります。

○「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」とは？

経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するために、OECDで策定された「共通報告基準（CRS）」に従って、金融機関が非居住者（個人・法人等）に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供することとなりました。

これを踏まえ、日本でも「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を改正し、2017年1月1日以後、金融機関等が一定の保険契約者等につき、居住地国等の情報を所轄税務署長に報告する本制度が導入されました。

本制度に基づき、当該金融機関等は、2018年以後、毎年4月30日までに特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各税務当局と自動的に交換されることになります。

➤詳しくは国税庁のHPにて、ご確認いただけます
<http://www.nta.go.jp/>

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に伴い生命保険会社が取得したお客様の個人情報は、同制度実施の目的のみに使用します。

生命保険協会

■クレジットカード扱専用です。お振込みのご案内に添付の振込依頼書での送金は不要です。

お手続きについて

■ペーパーレスによるお申込み手続きの際は、「QRコードによるお手続き」または本紙を利用した「電話によるお手続き」のいずれかをお選びいただけます。

QRコードによるお手続きについて

タブレット画面上に表示されるQRコードを保険契約者様のスマートフォンで読み取りいただき、専用サイトでお手続きします。

電話によるお手続きについて

ニッセイ・ウェルス生命（新契約専用）クレジットカード払手続確認担当者へお電話いただけます。詳細は、本紙の「電話によるお手続きについて」をご確認ください。

クレジットカード払のご案内

■保険料の引き落とし日およびご利用明細書が送付されるスケジュールは、ご指定のクレジットカード会社により異なります。

■保険契約を解約された場合でも、すでにクレジットカード決済された分の保険料は、解約手続き完了後にクレジットカード支払口座から保険料が引き落とされる場合がありますのであらかじめご了承ください。

■クレジットカードを解約された場合でも、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（以下「当社」といいます）からクレジットカード会社への決済請求依頼のタイミングによっては、解約手続き完了後にクレジットカード支払口座から保険料が引き落とされる場合がありますのであらかじめご了承ください。

■1回分の保険料は、月払は100万円以下、年払は1,000万円未満の限度となります。

■クレジットカードのお支払い方法は、「1回払」のみとなります。リボルビング払、ボーナス一括払、分割払等はご利用いただけません。

ご指定のクレジットカードについて

■クレジットカードは保険契約者（クレジットカード名義人）様本人名義のクレジットカードをご指定ください。

■保険契約者様が個人の場合ご利用いただけます。

お取扱可能なクレジットカード会社



■これらのマークのある、保険契約者（クレジットカード名義人）様本人名義のクレジットカードをご指定ください。

■有効期限が保険契約申込日の翌月以降のクレジットカードをご指定ください。（有効期限が申込日と同月までのクレジットカードはご指定いただけません。）

■デビットカード、プリペイドカード、海外発行のクレジットカードはご利用いただけません。

■クレジットカードの有効期限更新のお手続きが必要になる場合がございます。その際は、クレジットカードの有効期限を迎える前に当社よりご案内いたしますので、速やかにお手続きください。

第1回保険料の取扱い

■当社でクレジットカードの有効性等の確認ができた日を、第1回保険料（相当額）の払込日とします。

■ご契約上の責任は上記払込日から開始します。クレジットカードの有効性等の確認ができない場合、責任が開始される日・契約日（責任が開始される日の属する月の翌月1日）が遅れて、契約年齢が上がることがあります。

その他の取扱い

■クレジットカードによりお払込みいただいた保険料は、クレジットカード会社のポイント等の付与対象となります。

電話によるお手続きについて

クレジットカード払について

ステップ 1

募集人  **手続確認担当者** 

募集人のみなさまへ
募集人は、保険契約者様同席のもと、ニッセイ・ウェルス生命(新契約専用)クレジットカード払手続確認担当者へお電話していただきます。

保険契約者様へ
保険契約者(クレジットカード名義人)様本人名義のクレジットカードをお手元にご用意ください。

ステップ 2

募集人  **手続確認担当者** 

募集人のみなさまへ
募集人は、以下の事項を手続確認担当者へお伝えください。

1. 募集人名、代理店名
2. お申込みの生命保険契約の商品名
3. お申込みの生命保険契約の手続確認番号*1
4. 指定通貨、保険料(円払込額)(契約申込書参照)

*1 クレジットカードの有効性等の確認を行う際に使用する番号です。
ペーパレス手続きにてお申込みの場合、募集人メニューの帳票印刷にて契約申込書【控】を表示し、表紙に記載された番号をご確認ください。書面手続きにてお申込みの場合、契約申込書上部に記載された番号をご確認ください。

ステップ 3

手続確認担当者  **保険契約者様** 

募集人のみなさまへ
募集人は、電話を切らずに、保険契約者様に、お電話を代わっていただきます。

保険契約者様へ
手続確認担当者は、以下の事項を保険契約者様に確認させていただきます。

1. 保険契約者様氏名
2. クレジットカード番号
3. クレジットカード有効期限
4. 指定通貨、保険料(円払込額)(契約申込書参照)*2

*2 手続確認担当者より保険契約者様に確認させていただきます。

ステップ 4

手続確認担当者  **保険契約者様** 

保険契約者様へ
手続確認担当者は、保険契約者様にクレジットカードの有効性等の確認結果をお伝えします。

有効性等の確認後、お手続き完了となります。
※有効性等の確認が取れない場合は、保険料払込方法(経路)の変更が可能であります。その際、お振込みのご案内に添付の振込依頼書にて送金をお願いいたします。

クレジットカード払のお手続きは

ニッセイ・ウェルス生命(新契約専用)クレジットカード払手続確認担当者
 専用ダイヤル  **0120-021-440** (携帯電話からもご利用いただけます)

受付時間／午前 9:00～午後 8:00 (年末年始は除く)
 ※お客様からのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。
 ※上記は、クレジットカード払専用のフリーダイヤルです。
 その他のお問い合わせについては、ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンターへご連絡ください。

WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内

約款はWEB版と冊子があります。「ご契約のしおり・約款」を冊子でお受け取りされる代わりに、当社ホームページより電子ファイルを閲覧、ダウンロードしていただけます。以下のいずれかを選択してください。

※ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切なことなどを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認ください。

WEB版の特長

- ・常時閲覧可能
- ・冊子での保管不要
- ・拡大して閲覧可能

WEB版 の閲覧方法

該当商品の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



スマートフォンやパソコンから該当商品のページにアクセスして閲覧する場合

※アクセス後、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

■利率固定

外貨建個人年金保険



www.nw-life.co.jp/shiori/g25/

■利率連動

予定利率金利運動型外貨建個人年金保険



www.nw-life.co.jp/shiori/g26/



ホームページから閲覧する場合

- 1 ニッセイ・ウェルス生命ホームページの「商品のご案内」より「 WEB版 ご契約のしおり・約款」をクリックしてください。
- 2 該当商品をクリックし、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

冊子をご希望のお客さま

【保険をご検討の方】募集代理店担当者へお申し出ください。

【ご契約者の方】下記へご連絡ください。

※冊子の到着までには所要の日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。



ニッセイ・ウェルス生命
カスタマーサービスセンター  **0120-770-837**

受付時間：月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

※お客様からのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。